

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年8月7日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成21年11月9日、A所在の会社Bに雇用され、電話営業業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、長時間同じ姿勢で作業をするとともに、上肢の反復動作の多い作業に従事したことから、左肩に負担がかかり、平成22年7月上旬頃から頭重感、めまいが出現したという。

請求人は、同月21日、C医療機関を受診し、「めまい症、感音難聴、頭痛」等と診断され、同年9月14日、D医療機関を受診し、「頸肩腕症候群」と診断され、同年10月4日、E医療機関を受診し、「胸郭出口症候群」と診断された後、複数の医療機関において療養を継続していた。

- 3 請求人は、上記傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び平成22年7月21日から平成27年4月9日までの間の休業補償給付の各請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、同年9月29日付けでこれらを支給しない旨の各処分をした（以下「前々処分」という。）。

請求人は、前々処分を不服として、審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会はこれらを棄却した（平成28年労第143号。以下「前々裁決」という。）。

請求人は、上記請求に後続する請求として、療養補償給付及び平成27年10月9日から平成29年7月12日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これらを支給しない旨の各処分（以下「前処分」という。）をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査請求を経て再審査請求をしたが、当

審査会はこれらを棄却した（平成30年労第425号、同年労第426号。以下「前裁決」という。）。

4 本件は、請求人が、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものであるとして、上記請求に後続する請求として療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月29日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人に発病した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

本件再審査請求に当たり、請求人から新たな事実についての主張や資料等の提出はないことから、前々裁決における判断を変更する必要は認められず、請求人に発症した傷病は、胸郭出口症候群であり、前々裁決に係る裁決書の事実及び理由第6の2に記載したとおり、同傷病は請求人の素因により発症したとみることが相当であることから、業務上の事由によるものではないと判断する。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月23日